

5月教育委員会定例会議事録

13時02分開会・開議

令和7年5月21日（水）

13時35分閉会・散会

令和7年5月21日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室に招集

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期及び時間の決定

日程第3 前回の議事録の承認

日程第4 教育長の報告

日程第5 議事

第22号議案 御坊市就学援助規則の一部を改正する規則

第23号議案 御坊市教育支援委員会委員の委嘱について

第24号議案 御坊市立給食センター運営委員会委員の委嘱について

第25号議案 御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員の委嘱について

第26号議案 御坊市児童生徒対策委員会委員の委嘱について

第27号議案 令和7年度御坊市教育行政基本方針

第28号議案 学校閉庁日について

日程第6 その他

（1）行事予定について

（2）その他

日程第7 次回開催日の決定

委員等定数 5名

出席委員等（5） ・弓倉 正啓教育長 ・柚瀬 真規子委員
・坂田 豊委員 ・文蔵 武人委員
・杉本 薫委員

欠席委員 （ ）

説明のため出席した者の職・氏名

・教育次長 古谷 守幸
・教育課長 辻村 一彦
・教育課企画員 木下 義規

本委員会の書記の職・氏名

・教育課長補佐 尾崎 優

◎ 開会及び開議

○ 教育長から開会を宣告する。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名

○ 教育長から議事録署名委員に、柚瀬 真規子委員を指名する。

◎ 日程第2 会期及び時間の決定

○ 教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は14時00分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎ 日程第3 前回の議事録の承認

○ 教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎ 日程第4 教育長の報告

1 校長会

4月22日に開催されました校長会について、2点ご報告いたします。

まず、教職員の服務についてです。今年度も不祥事の未然防止を徹底するため、服務規律の遵守について指導を行いました。不祥事防止マニュアル「教職員の不祥事根絶に向けて」等を活用し、各校において教職員への適切な指導・監督を行うよう指示しております。また、マイナンバーカードと運転免許証との紐づけに関する注意事項についても併せて伝達いたしました。

次に、令和7年度の学校訪問についてです。昨年度と同様の計画で実施をお願いしておりますが、一点、変更点として、可能な学校については、コロナ禍前のように給食の提供をお願いしたい旨をお伝えしております。教育委員の皆様には、学校給食の試食についてご意見を後ほどいただければと存じます。

そのほか、年度初めにあたり、和歌山県の教育の要点や本市における所管事項等について説明を行いました。

5月7日に開催されました校長会について、1点ご報告いたします。

内容は人事関係についてです。教職員の懲戒処分の指針及び人事関係手続き要領について説明を行いました。懲戒処分の指針については、全項目を確認し、特に近年見直された「わいせつ行為等」、「SNS等を利用した児童生徒とのやり取り」、「一般服務関係における個人情報の紛失・盗難」について、改めて注意喚起を行いました。

また、人事関係手続き要領については、必要書類を一覧表に整理したもので確認を行い、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、介護休暇、介護欠勤、休職のほか、新たに設けられた軽減介助、部分休業（子育て部分休業）、育児短時間勤務等の制度について説明しました。制度の充実により教職員には取得しやすくなっている一方で、本務者の休暇取得時における代用教員の確保が課題となっている現状も共有いたしました。

2 日高地方定例教育長会

5月2日に開催されました日高地方定例教育長会について、3点ご報告いたします。

1点目は、令和7年度日高地方管内概況についてです。「令和7年度

日高地方管内概況（案）」の記載内容に誤りや記載漏れがないか確認を行いました。5月下旬に印刷に出すと聞いておりますので、6月中には、皆様にお配りすることができる予定です。

2点目は、「和歌山県研究授業情報Webサイト」についてです。県教育委員会は、本年度も県内の授業研究会や研究発表会の予定を同サイトで公開しております。教職員が県内各地の研究授業情報を共有することで、授業交流や校内研修の活性化を図ることが目的です。御坊市では、県のWebサイトの活用に加え、市内の教員同士が互いの校内授業研究に気軽に参加できるよう校長先生にお願いしております。

3点目は、教科書展示会についてです。令和7年6月13日（金）から7月2日（水）までの土曜日、日曜日を除く14日間、教科用図書の展示会が実施されます。近隣では御坊小学校内の教科書センターで開催され、期間中は検定に合格した各社の教科書を実際に手に取ってご覧いただけます。

以上が、教育長の報告です。

◎ 日程第5 議事

第22号議案 御坊市就学援助規則の一部を改正する規則

- 教育課長から、「本案につきましては、就学援助費の一部を就学援助の認定を受けた者に対し、学校から支給していたものを認定を受けた者に直接支給できるようにするなどの取扱いの変更を行いたく、所要の改正をするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 坂田委員より、「今までは、担任などが直接渡していたのですか。ずいぶん前から実施しているものと思っていました。行政の方から渡してくれたらいいのと思っていました。」との質問があり、教育課長が「現場の方からは要望はいただいていたのですが、人ごとに対応を変えるのは難しいというところがネックになっていまして、前向きに進んでいませんでした。しかし、今回の改正にあたりまして、就学援助費を保護者の

口座か学校指定の口座かを選択できるよう改正しました。」と答えた。

- 第２２号議案について、以後、意見等はなく、第２２号議案については、承認することと決定した。

第２３号議案 御坊市教育支援委員会委員の委嘱について

- 教育課長から、「本案につきましては、心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な教育支援のため、教育委員会の諮問に応じ答申をいただく教育支援委員会委員の任期が３月末で満了したため、新たな委員を委嘱したく、提案するものです。任期につきましては、令和７年４月１日からの２年間です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第２３号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２３号議案については、承認することと決定した。

第２４号議案 御坊市立給食センター運営委員会委員の委嘱について

- 教育課長から、「本案につきましては、御坊市立学校給食共同調理場設置及び管理条例第４条及び御坊市立給食センター運営委員会規則第２条の規定により、給食センターの運営等に必要な事項についてご審議をいただく委員を委嘱するもので、委員の構成は、小中学校長、幼稚園長及び給食主任並びにＰＴＡ代表者により構成されます。任期は、令和７年４月１日からの１年間です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第２４号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２４号議案については、承認することと決定した。

第２５号議案 御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員の委嘱について

- 教育課長から、「御坊市社会教育委員及び御坊市公民館運営審議会委員を委嘱しておりました中学校校長会代表の芝一哉氏が、令和７年３月３１日付けで退職のため、社会教育法第１５条第２項及び社会教育委員設置条例第１２条第１項の規定により、新たに湯川中学校長の曾我昌之

氏を、委員に委嘱したく承認を求めるものです。任期につきましては、前任者の残任期間の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第25号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第25号議案については、承認することと決定した。

第26号議案 御坊市児童生徒対策委員会委員の委嘱について

- 教育課長から、「本案につきましては、任期満了に伴い、御坊市児童生徒対策委員会設置要綱第3条の規定により、名簿のとおり委員の委嘱の承認を求めるものです。新任の委員は、小学校校長代表の高台浩氏、教育次長の古谷守幸氏、湯川中学校長の曾我昌之氏、こども支援課の川合さとみ氏、教育課長の辻村一彦氏の5人で、他は再任となります。任期につきましては、令和7年4月1日からの2年間です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第26号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第26号議案については、承認することと決定した。

第27号議案 令和7年度御坊市教育行政基本方針

- 教育課長から、「令和7年度御坊市教育行政基本方針について、変更点を説明いたします。はじめに、「学校教育基本方針」についてですが、1ページ目の「学校教育の指導重点」において、

「1. 幼児期における教育・保育の質の向上を図る」を第1項目に変更しています。

次に、2ページ目の「2. 幼児期から義務教育修了までを見通した教育を推進する」の分野では、「就学前」の表記を「幼児期」に改正をおこなっています。また、2つ目の施策を「幼保こ・小の円滑な接続に向け、接続期を通じて育てたい子どもの姿等について協議する場を設け、カリキュラムや教育方法の改善・充実に向けた取組を促進する。」に改正し、幼稚園等と小学校との連携推進を図ってまいりたいと考えます。

次に、同じく2ページ目の「3. 確かな学力の向上に努める」の分野

では、「育成」の表記を「向上」に改正をおこなっています。また、1つ目の施策を「すべての児童生徒が、学習習慣や学習内容の基礎基本を確実に身につけ、発展的な課題にも対応できる柔軟な思考力・判断力・表現力等を育成できるよう、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の創造に努める。」に改正し、施策の整理を行っています。

次に、同じく2ページ目の「4. ふれあいを大切にし、豊かな心と道徳性を育む」の分野では、「高める」の表記を「育む」に改正をおこなっています。また、2つ目の施策の字句の改正を行っています。

次に、3ページ目の「7. 特別支援（インクルーシブ）教育の充実を図る」の分野では、2つ目の施策を「多様な障害種に対する専門的な研修や通常の学級における特別支援教育に関する研修等をとおり、すべての教員が特別支援教育について学ぶ機会の充実を図る。」に改正し、施策の整理を行っています。

続きまして、「生涯学習の推進方針」ですが、6ページ目の「子どもを育む地域社会づくり」において、「2. 青少年の健全な育成の推進」の分野では、施策の字句の改正を行っています。

次に、同じく6ページ目の「生涯学習の振興支援」において、「2. 読書活動の推進」の分野では、施策を「全ての人が生涯にわたり読書に親しむことのできる環境を整備し」に改正を行っています。

次に、7ページ目の「芸術・文化の振興」において、「1. 芸術・文化を育てる環境づくりの推進」の分野では、「市民文化会館指定管理者と協働し、舞台・演出等に興味を持つ者を対象にバックヤードツアーやワークショップを開催し、地域での担い手育成に努める。」という施策を追加し、文化・芸術活動の推進を図ってまいりたいと考えます。

以上が、教育行政基本方針の変更概要となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第27号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第27号議案については、承認することと決定した。

第28号議案 学校閉庁日について

- 教育課長から、「学校における働き方改革の一環として、教職員の心身

の健康保持及び増進を図るため、市内小中学校において、令和３年度より学校閉庁日を設定しており、今年度につきましても承認を求めるものであります。期間につきましては、令和７年８月１２日（火）から令和７年８月１５日（金）までの４日間となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第２８号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第２８号議案については、承認することと決定した。

◎ 日程第６ その他

（１）行事予定について

- 教育課長から、行事予定について報告をした。

（２）その他

- 特になし。

◎ 日程第７ 次回開催日の決定

- 教育長が次回開催日について出席委員に諮り、６月１０日（火）午後１時００分からとした。

◎ 日程第８ 議事

- 教育長が、「事務局から議案を追加したい旨、提案がありました。」との報告をし、日程追加に入るに先立ち、本議案については御坊市情報公開条例第７条第５号に規定する意思形成過程に関わることであるため、秘密会において審議することを出席委員に諮り、全委員の同意を得て秘密会とすることを決定した。なお、議事録は作成し、３月市議会定例会開会日以降に開示することとした。

（秘密会 １３時３２分～１３時３５分）

第２９号議案 御坊市議会提出議案「物品の購入について」

- 教育課長から、「国のＧＩＧＡスクール構想に基づき整備している「１人１台端末」の更新を行うもので、和歌山県市町村情報化推進協議会が一般競争入札を執行し同協議会が令和７年４月２８日に締結した共同調

達に関する協定書に基づき落札者となった和歌山電工・日本電通コンソーシアムと売買に関する諸条件が整ったため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため議案提案したく、教育委員会の意見を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いします。」と提案理由を説明した。

- 第29号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第29号議案については、承認することと決定した。

◎ 閉会及び散会

- 教育長から令和7年5月21日（水）の御坊市教育委員会定例会の閉会を宣告する。

閉会時刻 13時35分 閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員